

# 共同実施はカムフラージュ

11月13日に7者共が提出していた“共同実施に関する解明要求書”に対する回答が、12月26日に都教委より示された（裏面参照）。回答後のやり取りでは、9月の松山総務部長発言（“東学ニュース第551号”参照）が焦点となったが、都教委は最後まで同発言を撤回しなかった。『学校事務職員の非常勤化』が都教委の狙いであることが、ますますはっきりしてきたと言える。

## 都教委、松山発言を撤回せず

まずは解明要求に対して都教委が回答した後に、以下のような質疑応答も行われた。

7者共 江東区と武蔵村山市が、「来年度は試行実施」としているようだが・・・。

都教委 江東区や武蔵村山市から特に具体的な話を聞いていないので、答えられない。

7者共 江東区と武蔵村山市が勝手にやっているだけであって、都教委として認知しているものではないということか？

都教委 基本的に、そこまで把握はしていない。

7者共 中学校長会で松山総務部長が、「江東区・武蔵村山市から実施し、10年程度のスパンで全体実施を考えている」などと行政説明したそうだが、間違いないか？ 校長会には説明しながら、組合には隠すという対応は許されない。そろそろタイムスケジュールや実施方針を明らかにして貰いたい。

都教委 私の方からは、タイムスケジュールも実施方針も未定であるとしか言えない。それ以上のコメントはできない。

7者共 拠点校の事務職員に兼務発令をすることは、労働条件に関わること。関連組合に話をすべきだ。

都教委 最終的にそういうものをやると決まった訳ではないので、特にそれ以上のコメントはできない。

7者共 松山部長が対外的に話したということは、既に決まっているということではないのか？ これまで都教委は、基本定数を守る努力をしてきたが、松山部長はその努力をしないと断言している。それどころか、「正規職員を減らし、人件費の余剰分で非常勤職員を雇用し、拠点校以外の学校にはその非常勤職員を当て、日常の事務処理に当たらせる」とまで言っている。各学校に事務職員を1人配置するという考え方を都教委は変更したのか？

都教委 基本的には、教職員の配当基準表通り

に配当していくことは変わっていない。

7者共 松山部長は基本定数すら守らないと言っており、配当基準とは矛盾する。共同実施の目的は、非常勤職員だけになる体制をカバーすることにあるのではないのか？

都教委 共同実施の目的は、教職員が組織的に校務を行い、効率的な執行体制を作ること。校務改善推進プランの目的と同じだ。

7者共 そういう理念的な話を聞いているのではなく、共同実施の具体像を聞いている。

都教委 具体的にどのように進めるのかは、江東区と武蔵村山市で検討しているところだ。

7者共 江東区と武蔵村山市以外で、来年度に共同実施を実施するところはないな？

都教委 他の地教委に確認していないので、何とも言えない。

7者共 手を挙げたところは認めるのか？

都教委 前回も回答した通り、基本的には各市区町村教委の判断に任せているので・・・。

7者共 そうは言っても、予算が絡んでくるだろう。予算がはっきりしてくる段階で、再度協議して貰いたい。

## 狙いは学校事務の非常勤化

都教委が視察を行った大分県では、「①学校支援センターの設置数、②センターの職員数、③連携校の職員配置基準、④職員の任用条件、⑤県予算（給与・旅費、等）に関する事項」については、県教委が決定した上で、共同実施を開始している。

全都一斉実施でなくても、「全体実施を考えている」のであれば、最低限これらの事項については都教委が決めなくてはならないだろうし、それなくして共同実施を始めることは難しいはず。にも関わらず、未だ制度の骨格について何も示さないということは、そもそも共同実施に本気で取り組む積もりが都教委に無いからではないか。

では、都教委の真の狙いは何か？ 松山部長の「正規職員を減らし、・・・非常勤職員を雇用」す

るとの発言からすれば、『学校事務職員の非常勤化』こそが都教委の狙いであり、共同実施はそのカムフラージュに過ぎないと思えるのが自然だ。

しかし、『事務の非常勤化』と『効率的な執行体制』『副校長等の多忙解消』が相反することは、誰の目にも明らかだろう。「共同実施と校務改善プランの目的は同じ」などと嘘をつくのはやめにして、自らが定めた基準(下記)通りに定数を確保することに都教委は全力を挙げるべきである。

### 事務職員配当基準

- (1) 基本定数  
小：3学級以上 中：1学級以上
- (2) 補正(加配)定数  
ア 学級数補正  
小：2.7学級以上 中：2.2学級以上  
イ 要準児童数補正
  - ① 100人以上かつ25%以上
  - ② 130人以上

### 定数基準を守るのは都教委の責務です。

全都に定数削減の嵐が吹き荒れた1984年。都教委は、「都全体の削減に応分の負担をすることはやむを得ない」として、小中事務職員110名を含む教職員の定数削減を強行した。

この時、都教委が取った手法が、それまで要準補正のみであった補正定数基準を学級数補正との二本立てとし、その合計数が110名の減となるよう、基準を操作することであった。

要準補正と学級数補正の二本立てという構造は現在に引き継がれているが、「将来は複数配置を目指す」という都教委の約束の方は全く守られなかった。それどころか、今や補正定数は、ほとんどゼロといった有り様だ。

加えて松山部長は、基本定数基準も守れないと言っている訳だが、28年前を思い出せばとも言えることではないだろう。

### 共同実施説明要求書に対する都教委回答(抜粋)

#### 1. 基本定数について

- ① 来年度以降の基本定数についてどのような認識に立っているのか。  
⇒ 来年度以降の教職員定数については答えられない。
- ② ③ (略)
- ④ 前回々答において、「定数は法ではなく条例で定めることになっている」との回答があったが、条例において教職員の総定数は定められているが、職種別の定数は定められていない。事務職員定数の根拠は何か。  
⇒ 学校職員の定数に関する条例においては、校種別の教職員定数を定めている。なお、各学校の教職員数については、“配当基準表”により算定しているところである。
- ⑤ 総務局への定数要求は基本定数を上回る数字で行われたのか。  
⇒ 定数要求の内容については答えられない。
- ⑥ (略)

#### 2. 共同実施について

- ① ② (略)
- ③ ……江東区と武蔵村山市における事業の進捗状況について明らかにしていただきたい。  
⇒ 事務の共同実施に向け、モデル事業実施校の事務職員と地教委が連携して共同処理化する業務の仕分けや業務フロー等について検討・検証が行われていると聞いている。
- ④ 今後の共同実施の実施に向けたタイムスケジュールを明らかにされたい。  
⇒ 今後のタイムスケジュールについては未定。
- ⑤ 来年度以降の共同実施について都教委の描く実施方針を明らかにすること。  
⇒ 来年度以降の実施方針については未定。

#### 3. 新規採用配置について

- ① (略)
- ② 共同実施を実施すれば、新採配置は可能となるのか。  
⇒ 小中学校事務は一人職場であることから人材育成等の面で課題があるが、共同実施を行うことによってOJTをはじめとするより効果的な人材育成が可能となると考えている。なお、共同実施を開始した際には新規採用者の採用が可能となるよう関係局に要望していく。

#### 4. 校務改善との矛盾について (略)